

岩本住宅団地／建築協定に定められた建築物等に関する基準の概要

項 目	協 定 基 準
敷地	盛土及び分割はできない。ただし、庭園工事等の場合はこの限りでない。
擁壁の構造	道路に面して設置する擁壁は道路との境界から 60cm 以上後退するものとし、周辺環境に調和するものとする。
垣・柵等の構造	木竹造または生垣とする。ただし、隣地境界沿いに設置する場合は、努めて出入り可能な開放部分を設けるものとする。
外壁の後退距離	外壁、柱の面から                   : 1. 5 m以上 出窓部                                 : 1. 0 m以上 地下車庫、開放性のある車庫: 道路境界線から 0. 6 m以上
構造	主要構造部は木造
用途	住宅、診療所。 店舗・事務所その他これに類する兼用住宅で床面積の 1/2 以下で、かつ 50 m <sup>2</sup> 以下で建築基準法施行令 130 条の 3 で定めるもの。
建築物の高さ	最高高さ           地盤面から 1 0 mを超えないこと 軒の高さ           "           7 mを超えないこと
建ぺい率・容積率	建ぺい率 4 0 % ・ 容積率 6 0 %
屋根形状及び勾配	二方向以上で 4 寸以上の傾斜屋根 軒出は柱心より 90cm 以上
建築設備	冷暖房機等の室外機、プロパンガスボンベ、物置及びごみ置場は道路から見えない位置に設置するか、若しくは、主屋と一体的にし、周辺環境と調和するデザインとする。
排水設備	雑排水、汚水は農業集落排水に接続する。
その他	屋外広告物・自動販売機は設置してはならない。

注) 上記は、協定内容の概要をまとめたものです。詳細については、協定書を確認してください。